

改正案	現行
<p>第二十一条 削除</p> <p>（募集特定社債の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する不動産の鑑定評価を要する権利等）</p> <p>第三十三条 法第二百二十二条第一項第十八号イに規定する政令で定めるものは、第十五条第一項各号に掲げるものとする。</p> <p>2 法第二百二十二条第一項第十八号イに規定する政令で定める不動産鑑定士は、不動産鑑定士であつて第十五条第二項各号に掲げる者以外のものとする。</p> <p>3 法第二百二十二条第一項第十八号ロに規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p>	<p>（有議決権事項を会議の目的に含む社員総会について準用する会社法の規定の読替え）</p> <p>第二十一条 法第六十五条第一項の規定において法第五十六条第一項の社員総会（法第五百五十二条第一項に規定する計画変更決議を行う社員総会を除く。）については、同条本文中「前条」とあるのは、「資産流動化法第五十六条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>（募集特定社債の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する不動産の鑑定評価を要する権利等）</p> <p>第三十三条 法第二百二十二条第一項第十八号イに規定する政令で定めるものは、第十五条第一項各号に掲げるものとする。</p> <p>2 法第二百二十二条第一項第十八号イに規定する政令で定める不動産鑑定士は、不動産鑑定士であつて第十五条第二項各号に掲げる者以外のものとする。</p> <p>3 法第二百二十二条第一項第十八号ロに規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p>

- 一 第十五条第三項各号に掲げる者
- 二 特定社債に係る法第二百二十六条に規定する特定社債管理者  
又は法第二百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者

三 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条に規定する信託会社（特定社債に物上担保が付される場合に  
限る。）

（特定社債管理者について準用する会社法の規定の読替え）

第三十四条 法第二百二十七条第八項の規定において特定社債管理者については、会社法第八十六条第四項の規定を準用する場合においては、同項中「第七百五条第四項及び第七百六条第四項の規定、第七百七条」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第八項において準用する第七百七条」と、「第七百十四条第一項及び第三項（これらの規定を第七百十四条の七において準用する場合を含む。）の規定並びに第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項及び第七百四十一条第一項」とあるのは「第七百十四条第一項及び第三項」と読み替えるものとする。

（特定社債管理補助者について準用する会社法の規定の読替え）

- 一 第十五条第三項各号に掲げる者
- 二 特定社債に係る法第二百二十六条に規定する特定社債管理者

三 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条に規定する信託会社（特定社債に物上担保が付される場合に  
限る。）

（特定社債管理者について準用する会社法の規定の読替え）

第三十四条 法第二百二十七条第八項の規定において特定社債管理者については、会社法第八十六条第四項の規定を準用する場合においては、同項中「第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第八項において準用する第七百七条」と、「第七百十四条第一項及び第三項、第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項」とあるのは「並びに第七百十四条第一項及び第三項」と読み替えるものとする。

第三十四条の二 法第二百二十七条の二第二項の規定において特定

社債管理補助者について会社法の規定を準用する場合における

同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百十四条の三	第七百三条各号	資産流動化法第二百二十七条第八項において準用する第七百三条各号
第七百十四条の四 第一項第三号	第四百九十九条第一項	資産流動化法第二百七十九条第一項において準用する第四百九十九条第一項
第八百六十八条第四項	第七百五条第四項及び第七百六条第四項の規定、第七百七条	第七百十四条の七において準用する第七百七条
	第七百十四条第一項及び第三項（これらの規定を第七	第七百十四条第一項及び第三項

(新設)

	百十四条の七において準用する場合を含む。)の規定並びに第七百八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項及び第七百四十一条第一項
--	---

(特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債等について準用する会社法の規定の読替え)

第三十五条 法第二百二十九条第二項の規定において特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債等について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百十七条第三項第二号	第七百十四条の七	資産流動化法第二百二十七条の二第二項において準用す

(特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債等について準用する会社法の規定の読替え)

第三十五条 法第二百二十九条第二項の規定において特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債等について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(新設)	(新設)	(新設)

第七百三十五条の二第一項	第七百二十九条第一項	第七百二十四条第二項第二号	
第七百十四條の七	第七百七条（第七百十四條の七において準用する場合を含む。）	第七百十四條の四第三項（同条第二項第三号に掲げる行為に係る部分に限る。）、	
資産流動化法第二百七条の二第二項において準用す	資産流動化法第二百七条の二第二項において準用する第七百七条	資産流動化法第二百七条の二第二項において準用する第七百十四條の七において準用する第七百七条	第七百十四條の七

(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	



<p>項 第七百四十条第三</p>	
<p>「知れている債権者」とあるのは、第七百八十九条第二項及び第八百十條第二項中「知れている債権者」同項の規定により異議を述べることができるものに限る。」とあるのは「知れている債権者」(同項の規定により異議を述べることができるも</p>	<p>「知れている債権者」とあるのは、</p>
	<p>「知れている債権者」とあるのは、</p>

<p>項 第七百四十条第三</p>	
<p>第四百四十九條第二項、第六百二十七條第二項、第六百三十五條第二項、第六百七十條第二項、第七百七十九條第二項(第七百八十一條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第七百八十九條第二項(第七百九十三條第二</p>	<p>條第二項において準用する場合を含む。)、又は第八百十條(第八百十三條第二項において準用する場合を含む。)、の規定</p>
	<p>資産流動化法第一百一十一條第二項</p>

	のに限り、社債管理 者又は社債管理 補助者がある場合 にあつては当該社 債管理者又は社債 管理補助者を含む 。」とする。

	項において準用す る場合を含む。以 下この項において 同じ。）、第七百 九十九条第二項（ 第八百二条第二項 において準用する 場合を含む。以下 この項において同 じ。）及び第八百 十条第二項（第八 百十三条第二項に おいて準用する場 合を含む。以下こ の項において同じ 。）。
第四百四十九条第 二項、第六百二十 七条第二項、第六 百三十五条第二項 、第六百七十条第	同項




<p>二項、第七百七十九條第二項及び第七百九十九條第二項</p> <p>と、第七百八十九條第二項及び第八百十條第二項中「知れている債権者（同項の規定により異議を述べることができものに限る。」とあるのは「知れている債権者（同項の規定により異議を述べることができものに限る、社債管理者がある場合にあっては当該社債管理者を含む。」とする</p>	<p>とする</p>

第七百四十一条第三項	第七百十四条の第二項第一号	資産流動化法第二百二十七条の二第二項において準用する第七百十四条の四第二項第一号
第八百六十八条第四項	第七百五条第四項及び第七百六条第四項の規定、第七百七条、第七百七十一条第三項、第七百七十三条並びに第七百七十四条第一項及び第三項（これらの規定を第七百七十四条の七において準用する場合を含む。）の規定並びに第七百七十八条第三項	第七百七十八条第三項

（特定社債に関する法令の適用）

第八百六十五条第四項	会社法第八百六十五条第一項	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第八百六十五条第一項
第八百六十八条第四項	第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百七十一条第三項、第七百七十三条、第七百七十四条第一項及び第三項、第七百七十八条第三項並びに	資産流動化法第二百九条第二項において準用する第七百七十八条第三項及び

（特定社債に関する法令の適用）

第三十六条 法第三百三十条に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（第二十三条を除く。）及び担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理者、特定社債管理補助者、特定社債原簿、特定社債権者集会又は代表特定社債権者は、それぞれ会社法第四編に規定する社債権者、社債券、社債管理者、社債管理補助者、社債原簿、社債権者集会又は代表社債権者とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
担保付社債信託法（以下この表において「担保法」という。）第二条第三項	会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百二条	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五五号）第二百二十六条
担保法第十九条第一項第十号	会社法第六百九十八条	資産の流動化に関する法律第二百二十五条において準用

第三十六条 法第三百三十条に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（第二十三条を除く。）及び担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理者、特定社債管理補助者、特定社債原簿、特定社債権者集会又は代表社債権者は、それぞれ会社法第四編に規定する社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿、社債権者集会又は代表社債権者とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
担保付社債信託法（以下この表において「担保法」という。）第二条第三項	会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百二条	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五五号）第二百二十六条
担保法第十九条第一項第十号	会社法第六百九十八条	資産の流動化に関する法律第二百二十五条において準用

担信法第十九条第一項第十一号	担信法第二十四条第一項	担信法第二十四条第二項			
会社法第七百六条第一項第二号	会社法第六百七十条七条第一項各号	新株予約権付社債	第六百七十七条第一項各号	第二百四十二条第一項各号	
資産の流動化に関する法律第二百二十七条第四項第二号	資産の流動化に関する法律第二百二十一条第一項各号	転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債	資産の流動化に関する法律第二百二十一条第一項各号	資産の流動化に関する法律第二百二十一条第一項各号	九十八条
九十八条	する会社法第六百九十八条				

担信法第十九条第一項第十一号	担信法第二十四条第一項	担信法第二十四条第二項			
会社法第七百六条第一項第二号	会社法第六百七十条七条第一項各号	新株予約権付社債	第六百七十七条第一項各号	第二百四十二条第一項各号	
資産の流動化に関する法律第二百二十七条第四項第二号	資産の流動化に関する法律第二百二十一条第一項各号	転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債	資産の流動化に関する法律第二百二十一条第一項各号	資産の流動化に関する法律第二百二十一条第一項各号	九十八条
九十八条	する会社法第六百九十八条				

担信法第二十六条	会社法第六百九十七条第一項の規定により記載すべき事項（新株予約権付社債に係る担保付社債券にあつては、同法第二百九十二条第一項の規定により記載すべき事項）	資産の流動化に関する法律第二百二十五条において準用する会社法第六百九十七条第一項の規定により記載すべき事項（転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債に係る担保付特定社債券にあつては、資産の流動化に関する法律第三百三十三条第二項又は第四百一条第二項の規定により記載すべき事項を含む。）
担信法第二十八条	会社法第六百八十一条各号	資産の流動化に関する法律第二百二十五条において準用

担信法第二十六条	会社法第六百九十七条第一項の規定により記載すべき事項（新株予約権付社債に係る担保付社債券にあつては、同法第二百九十二条第一項の規定により記載すべき事項）	資産の流動化に関する法律第二百二十五条において準用する会社法第六百九十七条第一項の規定により記載すべき事項（転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債に係る担保付特定社債券にあつては、資産の流動化に関する法律第三百三十三条第二項又は第四百一条第二項の規定により記載すべき事項を含む。）
担信法第二十八条	会社法第六百八十一条各号	資産の流動化に関する法律第二百二十五条において準用

	担信法第三十一条	
	会社法第七百七十八條第一項及び第四項、第七百二十條第一項、第七百二十九條第一項、第七百三十一條第三項並びに第七百三十五條の二第一項及び第三項	する会社法第六百八十一條各号
第七百十四條の七	資産流動化法第二十七條の二第二項において準用する第七百十四條の七	資産の流動化に関する法律第二百二十九條第二項において準用する会社法第七百十七條第二項、第七百十八條第一項及び第四項、第七百二十條第一項、第七百二十九條第一項、第七百三十一條第三項並びに第七百三十五條の二第一項及び第三項

	担信法第三十一条	
	会社法第七百七十八條第一項及び第四項、第七百二十條第一項、第七百二十九條第一項並びに第七百三十一條第三項	する会社法第六百八十一條各号
	資産流動化法第二十七條の二第二項において準用する第七百十四條の七	資産の流動化に関する法律第二百二十九條第二項において準用する会社法第七百十七條第二項、第七百十八條第一項及び第四項、第七百二十條第一項、第七百二十九條第一項、第七百三十一條第三項

担信法第三十二条	会社法第七百二十四条第一項	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十四条第一項
担信法第三十三条第一項	会社法第七百三十一条第一項	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百三十一条第一項
担信法第三十四条第一項第一号	会社法第七百三十七条第二項	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において

担信法第三十二条	会社法第七百二十四条第一項	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十四条第一項
担信法第三十三条第一項	会社法第七百三十一条第一項	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百三十一条第一項
担信法第三十四条第一項第一号	会社法第七百三十七条第二項	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において

担信法第三十四条 第二項	会社法第七百三十六条第一項	て準用する会社法第七百三十七条第二項
担信法第四十三条 第二項	担保権の実行の申立てをし、又は企業担保権	又は担保権
担信法第四十七条 第一項及び第四十八条第一項	会社法第七百四十一条第一項	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百四十一条第一項
担信法第四十七条 第三項及び第四十八条第三項	会社法第七百四十一条第三項	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において

担信法第三十四条 第二項	会社法第七百三十六条第一項	て準用する会社法第七百三十七条第二項
担信法第四十三条 第二項	担保権の実行の申立てをし、又は企業担保権	又は担保権
担信法第四十七条 第一項及び第四十八条第一項	会社法第七百四十一条第一項	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百四十一条第一項
担信法第四十七条 第三項及び第四十八条第三項	会社法第七百四十一条第三項	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において



		て準用する会社法 第七百四十一条第 三項
--	--	----------------------------

第五十五条 削除

		て準用する会社法 第七百四十一条第 三項
--	--	----------------------------

（権利者集会の招集等について準用する信託法等の規定の読替え）

第五十五条 法第二百四十二条第五項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会の招集又は種類権利者集会の招集について信託法第百八条及び第百九十一条（第五項を除く。）の規定を準用する場合においては、これらの規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百八条第三号	受益者が	受益証券の権利者が
第百九十一条第一項	受益証券発行信託の受託者が受益者に対してする通知	受託信託会社等が資産流動化法第二百四十二条第二項

項 第九十一条第四			項 第九十一条第三					項 第九十一条第二					
通知又は催告	受益権	の受託者	受益証券発行信託	の受託者	受益者	通知又は催告	当該受託者	通知又は催告	当該受託者	通知又は催告を	当該受益者	受益権原簿	又は催告
通知	受益証券	受託信託会社等	等	当該受託信託会社	通知	受益証券の権利者	受託信託会社等	受益証券	通知	当該受託信託会社	等	権利者名簿	又は第三項の規定により発する通知

2 | 法第二百四十二条第五項（法第二百五十三條において準用する場合を含む。）の規定において権利者集會の招集又は種類権利者集會の招集について会社法第七百十八條第一項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百十八條第一項	社債を	特定目的信託の受益権を
	社債権者は	受益証券の権利者
第七百十八條第三項	社債権者は	は
		受益証券の権利者

3 | 法第二百四十二条第六項の規定において同条第五項において準用する会社法第七百十八條第三項の規定による権利者集會の招集について同法第八百六十八條第四項の規定を準用する場合においては、同項中「第七百五十五條第四項、第七百六條第四項、第七百七條、第七百一十一條第三項、第七百十三條、第七百十四條第一項及び第三項、第七百十八條第三項、第七百三十二條、第七百四十條第一項並びに第七百四十一條第一項」とあるのは「資産流動化法第二百四十二条第五項において準用する第七百

（書面による議決権の行使について準用する会社法の規定の読み替え）

第五十七条 法第二百四十五条第二項（法第二百五十三條において準用する場合を含む。）の規定において法第二百四十五條第一項（法第二百五十三條において準用する場合を含む。）の書面による議決権の行使について会社法第三百十一條第三項から第五項まで及び第三百十二條第四項から第六項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

第三百十一條第三項	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	株式会社	株式会社	受託信託会社等
	本店		本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二

「十八條第三項」と、「裁判の申立て」とあるのは「権利者集会の招集」と読み替えるものとする。

（書面による議決権の行使について準用する信託法等の規定の読み替え）

第五十七条 法第二百四十五条第二項の規定において同条第一項の書面による議決権の行使について信託法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百十條第二項	読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
		句	
	知っている受益者	知っている受益者	受益証券の権利者
	受益者集会参考書	受益者集会参考書	権利者集会参考書
	類	類	類
	受益者が	受益証券の権利者が	受益証券の権利者
	受益者に	受益証券の権利者に	権利者集会参考書

	第三百十一條第四項及び第五項並びに第三百十二條第四項から第六項まで
株式会社	
条第三号から第十号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所。次条第四項において同じ。） 受託信託会社等	

	第二百四十五條第二項の規定において同条第一項の書面による議決権の行使について会社法第三百十一條第三項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。
類 受益者の	第二百十六條第二項 受益者 第九條第二項
類 受益証券の権利者の	第二百四十二條第三項 資産流動化法第二 百四十二條第三項 受益証券の権利者
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句 株式会社 株主総会 本店
読み替える字句	受託信託会社等 権利者集会 本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二 条第三号から第十

（権利者集会等について準用する会社法の規定の読替え）

第五十九条 法第二百四十九条第一項（法第二百五十三條において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会又は種類権利者集会については会社法第七百三十一條第二項の規定を準用する場合においては、同項中「本店」とあるのは、「本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所。第七百三十五條の二第二項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第三百十一條第四項	株主	五号までに掲げる金融機関であると きは、主たる事務所
株式会社	受託信託会社等	受託信託会社の権利者

（権利者集会について準用する信託法等の規定の読替え）

第五十九条 法第二百四十九条第一項（法第二百五十三條において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会又は種類権利者集会については信託法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十四條第一項及び第三項	受益者	受益証券の権利者
第百十四條第四項	受益者	受益証券の権利者
第百九條第二項	受益者	資産流動化法第二

第百十七條第一項	受益者は	百四十二條第三項
第百十七條第二項	受益者 受益権	受益証券の権利者 は 特定目的信託の受 益権
第百十八條第二項	受託者 その出席	受託信託会社等 代表者又は代理人 の出席

2 | 法第二百四十九條第一項（法第二百五十三條において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会又は種類権利者集会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三百十四條	株主から	受益証券の権利者 から
の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第七百三十一條第二項	本店	本店（受託信託会社等が金融機関の

	社債権者	信託業務の兼営等 に関する法律施行 令（平成五年政令 第三十一号）第二 条第三号から第十 五号までに掲げる 金融機関であると きは、主たる事務 所）
第七百三十三条第 四号	社債権者	受益証券の権利者
第七百三十四条第 二項	当該種類の社債 社債権者に	特定目的信託の受 益権 受益証券の権利者 に

3

法第二百四十九条第二項の規定において同条第一項において  
準用する会社法第七百三十二条の規定の認可の申立てについて  
同法第八百六十八条第四項の規定を準用する場合においては、  
同項中「第七百五十五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、  
第七百十一条第三項、第七百十三条、第七百十四条第一項及び  
第三項、第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条  
第一項並びに第七百四十一条第一項の規定による裁判」とある



(削る)

のは、「資産流動化法第二百四十九条第一項において準用する第七百三十二条の決議の認可」と読み替えるものとする。

(書面による決議について準用する法の規定の読替え)

第六十条 法第二百五十条第三項の規定において書面による決議を行う場合について法第六十三条第一項から第三項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十三条第一項	特定社員(当該事項について議決権を行使することができるものに限り)。	受益証券の権利者(議決権を有する者に限り。)
第六十三条第二項	社員総会 社員総会 本店	権利者集会 権利者集会 本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行

(種類権利者集会について準用する信託法の規定の読替え)

第六十条 法第二百五十二条第二項の規定において種類権利者集会について信託法第九条第三項の規定を準用する場合には、同項中「前条各号」とあるのは、「資産流動化法第二十四条第五項において準用する前条各号」と読み替えるものとする。

(種類権利者集会について準用する法の規定の読替え)

第六十一条 法第二百五十三条の規定において種類権利者集会について法第二百四十二条第五項及び第二百四十三条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第六十三条第三項	特定社員及び優先出資社員	令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)
特定目的会社	受益証券の権利者	
受託信託会社等		

(種類権利者集会について準用する信託法の規定の読替え)

第六十条の二 法第二百五十二条第二項の規定において種類権利者集会について信託法第九条第三項の規定を準用する場合には、同項中「前条各号」とあるのは、「資産流動化法第二十四条第五項において準用する前条各号」と読み替えるものとする。

(種類権利者集会について準用する法等の規定の読替え)

第六十一条 法第二百五十三条の規定において種類権利者集会について法の規定を準用する場合には、法の規定(当該規定において準用する信託法及び会社法の規定を含む。以下この条において同じ。)中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十二条第五項	総元本持分	ある種類の受益権の元本持分の合計
第二百四十三条第一項	総元本持分	当該種類権利者集会に係る受益権の元本持分の合計

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十二条第五項	総元本持分	ある種類の受益権の元本持分の合計
第二百四十三条第一項	総元本持分	当該種類権利者集会に係る受益権の元本持分の合計
第二百四十五条第二項において準用する信託法第一百十条第一項	受益者が 類	受益証券の権利者が 類
第二百四十五条第二項において準用する信託法第一百十条第二項	受益者に 類	受益証券の権利者に 類
第二百四十五条第二項	受益者集会参考書類	権利者集会参考書類
受益者に	受益者の	受益証券の権利者の
受益者に	受益証券の権利者	受益証券の権利者

<p>第二百四十五条第二項において準用する信託法第一百六条第二項</p>	<p>受益者</p>	<p>に</p>
<p>第二百四十五条第二項において準用する信託法第一百六条第二項</p>	<p>株式会社 第九十九条第二項</p>	<p>受益証券の権利者</p>
<p>第二百四十五条第二項において準用する会社法第三百十一条第三項</p>	<p>株式会社 株主総会 本店</p>	<p>受託信託会社等 種類権利者集会 本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二十三条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）</p>
<p>第二百四十五条第二項において準用する会社法第三百</p>	<p>株式会社 株主</p>	<p>受託信託会社等 受益証券の権利者</p>

(代表権利者について準用する会社法の規定の読替え)  
 第六十二条 法第二百五十九条第一項の規定において代表権利者  
 について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係  
 る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第七百八条	第七百七条			第三百八十五条第 二項	読み替える会社法 の規定
	社債権者 集會	社債権者の の	社債権者と と		
社債権者	社債権者集會	社債権者の の	社債権者と と	もつて	前項
受益証券の権利者	権利者集會	受益証券の権利者 の	受益証券の権利者 と	もつて	資産流動化法第二 百五十九条第一項 において準用する 信託法（平成十八 年法律第百八号） 第四十四条

十一條第四項

(代表権利者について準用する会社法の規定の読替え)  
 第六十二条 法第二百五十九条第一項の規定において代表権利者  
 について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係  
 る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第七百八条	第七百七条			第三百八十五条第 二項	読み替える会社法 の規定
	社債権者 集會	社債権者の の	社債権者と と		
社債権者	社債権者集會	社債権者の の	社債権者と と	もつて	前項
受益証券の権利者	権利者集會	受益証券の権利者 の	受益証券の権利者 と	もつて	資産流動化法第二 百五十九条第一項 において準用する 信託法（平成十八 年法律第百八号） 第四十四条

第七百十條第一項	
社債権者集会	権利者集会
社債権者に	受益証券の権利者に

2 法第二百五十九條第一項の規定において代表権利者の解任について会社法第七百三十八條の規定を準用する場合には、「同条中「社債権者集会」とあるのは、「権利者集会」と読み替えるものとする。

(削る)

(特定信託管理者について準用する信託法等の規定の読替え)  
第六十三條 法第二百六十條第五項の規定において特定信託管理者について信託法第四十四條及び第八十五條第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の

第七百十條第一項	
社債権者集会	権利者集会
社債権者に	受益証券の権利者に

2 法第二百五十九條第一項の規定において代表権利者の解任について会社法第七百三十八條の規定を準用する場合には、「同条中「社債権者集会」とあるのは、「権利者集会」と読み替えるものとする。

3 法第二百五十九條第二項の規定において同条第一項において準用する会社法第七百七條の特別代理人の選任については同法第八百六十八條第四項の規定を準用する場合には、同項中「第七百五條第四項、第七百六條第四項、第七百七條、第七百一十一條第三項、第七百十三條、第七百十四條第一項及び第三項、第七百十八條第三項、第七百三十二條、第七百四十條第一項並びに第七百四十一條第一項の規定による裁判の申立て」とあるのは、「資産流動化法第二百五十九條第一項において準用する第七百七條の特別代理人の選任」と読み替えるものとする。

(特定信託管理者について準用する信託法等の規定の読替え)  
第六十三條 法第二百六十條第五項の規定において特定信託管理者について信託法第四十四條及び第八十五條第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の

表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第四十四条第一項		受託者	受託者	受託者	受託者	受託者	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第三百八十五条第二項
			受託者	受託者									
読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第四十四条第二項		受託者	受託者	受託者	受託者	受託者	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第三百八十五条第二項
			受託者	受託者									
<p>2 法第二百六十条第五項の規定において特定信託管理者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>													

表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第四十四条第一項		受託者	受託者	受託者	受託者	受託者	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第三百八十五条第二項
			受託者	受託者									
読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第四十四条第二項		受託者	受託者	受託者	受託者	受託者	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第三百八十五条第二項
			受託者	受託者									
<p>2 法第二百六十条第五項の規定において特定信託管理者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>													

第七百四十二条	同項の取締役	同条の受託信託会社等
	社債権者	受益証券の権利者
第七百七十二条	社債の	特定目的信託の受益権の
	社債権者と	受益証券の権利者と
第七百一十一条第一項前段及び第七百一十三条	社債権者の	の
	社債権者集会	社債権者集会
第七百一十一条第一項前段及び第七百一十三条	社債権者に	に
	社債権者集会	社債権者集会

(削る)

第七百四十二条	同項の取締役	同条の受託信託会社等
	社債権者	受益証券の権利者
第七百七十二条	社債の	特定目的信託の受益権の
	社債権者と	受益証券の権利者と
第七百一十一条第一項前段及び第七百一十三条	社債権者の	の
	社債権者集会	社債権者集会
第七百一十一条第一項前段及び第七百一十三条	社債権者に	に
	社債権者集会	社債権者集会

3

法第二百六十条第六項の規定において同条第五項において準用する会社法第七百一十三条の特定信託管理者の解任については、同法第八百六十八条第四項の規定を準用する場合には、同項中「第七百五十五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百一十一条第三項、第七百一十三条、第七百一十四条第一項及び第



三項、第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項の規定による裁判の申立て」とあるのは、「資産流動化法第二百六十条第五項において準用する第七百七条の特別代理人の選任、同項において準用する第七百十一条第三項の特定信託管理者の辞任及び資産流動化法第二百六十条第五項において準用する第七百十三条の特定信託管理者の解任」と読み替えるものとする。